株券	金額	市場内取引	立会取引	（　）	（　）	（　）	（　）
			立会外取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		市場外取引	私設取引システム取引	（　）	（　）	（　）	（　）
			その他	（　）	（　）	（　）	（　）
		計		（　）	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券						
	地方債証券						
	特殊債券						
	社　債　券			（　）	（　）	（　）	（　）
	計						
受益証券				（　）	（　）	（　）	（　）
	うち上場証券投資信託			（　）	（　）	（　）	（　）
その他				（　）	（　）	（　）	（　）

（注意事項）

1　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

2　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

3　「取引戦略の類型」の欄には第８条第11号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

4　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。